

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月9日
【報告者の名称】	株式会社カクコム
【報告者の所在地】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	(03)5725 4554(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員CFO 粕谷 進一
【縦覧に供する場所】	株式会社カクコム (東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社カクコムをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、Kamgras 1 株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者、当社、株式会社デジタルガレージ及びKDDI株式会社の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e - 5 (b)の要件に従い、当

社の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が2026年5月13日付で提出した意見表明報告書（2026年7月3日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書及び2026年7月6日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

3 買付け等の概要

4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

() 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

() 公開買付者による買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

() 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

3【訂正前の内容及び訂正後の事項】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【買付け等の概要】

(変更前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年7月16日まで(47営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,000円 第8回新株予約権1個につき、金1円 第10回新株予約権1個につき、金1円 第11回新株予約権1個につき、金1円 第13回新株予約権1個につき、金1円 第14回新株予約権1個につき、金1円 第15回新株予約権1個につき、金1円 第16回新株予約権1個につき、金1円 第17回新株予約権1個につき、金1円 第18回新株予約権1個につき、金1円 第19回新株予約権1個につき、金1円 第20回新株予約権1個につき、金1円 (上記 から の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)
買付け予定数の上限	(株)
買付け予定数の下限	34,941,000(株)(注1)

<後略>

(変更後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年7月22日まで(50営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,000円 第8回新株予約権1個につき、金1円 第10回新株予約権1個につき、金1円 第11回新株予約権1個につき、金1円 第13回新株予約権1個につき、金1円 第14回新株予約権1個につき、金1円 第15回新株予約権1個につき、金1円 第16回新株予約権1個につき、金1円 第17回新株予約権1個につき、金1円 第18回新株予約権1個につき、金1円 第19回新株予約権1個につき、金1円 第20回新株予約権1個につき、金1円 (上記 から の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)
買付け予定数の上限	(株)
買付け予定数の下限	34,941,000(株)(注1)

<後略>

4【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

(2)【意見の根拠及び理由】

本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

その後、公開買付者は2026年5月13日より本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付け開始後における当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年7月2日、公開買付け期間を2026年7月16日まで延長し、合計47営業日とすることを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、34,941,000株(所有割合:17.51%)を買付予定数の下限(注6)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、上記のとおり、公開買付者は、当社株券等の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、当社株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(34,941,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

<中略>

なお、当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。当社取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3)公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

<中略>

本公開買付けの実施後(2026年7月24日(予定))

<後略>

(変更後)

その後、公開買付者は2026年5月13日より本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付け開始後における当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年7月2日、公開買付け期間を2026年7月16日まで延長し、合計47営業日とすることを決定したとのことです。

その後、当社が2026年7月2日付「(変更)「Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」を公表したことから、2026年7月7日、公開買付者は、公開買付け届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付け期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月7日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年7月22日まで延長し、合計50営業日とすることを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、34,941,000株(所有割合:17.51%)を買付予定数の下限(注6)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、上記のとおり、公開買付者は、当社株券等の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、当社株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(34,941,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

<中略>

なお、当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。また、その後、当社は、2026年7月1日開催の当社取締役会において、下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。当社取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3)公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

<中略>

本公開買付けの実施後(2026年7月29日(予定))

<後略>

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

() 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(変更前)

<前略>

これに対して、本コンソーシアムは、2026年5月11日付で、当社及び本特別委員会から、本公開買付価格は、SMBC日興証券及び山田コンサルが行う株式価値算定の初期的分析を踏まえると、当社の本源的価値に照らして妥当であると評価できる水準であり、かつ、相応のプレミアム水準が付されていることに加え、当該価格は、本5月7日付提案における想定公開買付価格と同額であることから、当社の少数株主の利益に十分に配慮した価格であると考えられるものの、本コンソーシアムより提示された本公開買付契約は、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回又は変更を過度に制約するものではなく、また、公開買付者以外の者(本提案者を含む。)による買収提案を当社が検討することを過度に制限するものではないと判断できる内容とはいえないことから公開買付契約の修正案(以下「本修正案(当社)」)といいます。)の提示を受けるとともに、本公開買付契約の内容を、本修正案(当社)のとおりとするよう再考することを要請する旨の回答を受領いたしました。

これに対して、本コンソーシアムは同日、本修正案(当社)について真摯に検討を行い、当社及び本特別委員会の本コンソーシアムに対する要請の趣旨を十分に考慮した上で本公開買付契約の再修正案(以下「本再修正案(公開買付者)」)といいます。)を提示いたしました。

これに対して、当社及び本特別委員会は本再修正案(公開買付者)が当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回又は変更を過度に制約するものではなく、また、公開買付者以外の者(本提案者を含む。)による買収提案を当社が検討することを過度に制限するものではないと判断するに至り、当社としての最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で2026年5月12日付の当社取締役会決議を経てなされるという前提の下、本公開買付価格を3,000円とすること及び本再修正案(公開買付者)の内容において本公開買付契約を締結することを受諾する旨の回答を受けました。

以上の交渉を経て、本コンソーシアムは2026年5月12日、公開買付価格を3,000円、本自己株式取得価格を2,439円、本新株予約権買付価格を1円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本コンソーシアムは、本取引の完了後には、当社と協働の上、目下当社にて取り組んでいる中期経営計画の達成を全面的にサポートするとともに、以下の内容を含む施策を通じて、更なる当社の企業価値の最大化を図りたいと考えているとのことです。本コンソーシアムは、EQTのこれまでの投資実績を通じた知見及びグローバルリソースや、DGの決済・マーケティング領域における知見及び同領域以外の知見を有する戦略パートナーとのネットワークを活用し、当社の経営基盤の強化及び地位の安定化を目指すことが可能になると考えているとのことです。具体的には、以下のような施策を考えているとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

これに対して、本コンソーシアムは、2026年5月11日付で、当社及び本特別委員会から、本公開買付価格は、SMBC日興証券及び山田コンサルが行う株式価値算定の初期的分析を踏まえると、当社の本源的価値に照らして妥当であると評価できる水準であり、かつ、相応のプレミアム水準が付されていることに加え、当該価格は、本5月7日付提案における想定公開買付価格と同額であることから、当社の少数株主の利益に十分に配慮した価格であると考えられるものの、本コンソーシアムより提示された本公開買付契約は、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回又は変更を過度に制約するものではなく、また、公開買付者以外の者（本提案者を含む。）による買収提案を当社が検討することを過度に制限するものではないと判断できる内容とはいえないことから公開買付契約の修正案（以下「本修正案（当社）」といいます。）の提示を受けるとともに、本公開買付契約の内容を、本修正案（当社）のとおりとするよう再考することを要請する旨の回答を受領したとのことです。

これに対して、本コンソーシアムは同日、本修正案（当社）について真摯に検討を行い、当社及び本特別委員会の本コンソーシアムに対する要請の趣旨を十分に考慮した上で本公開買付契約の再修正案（以下「本再修正案（公開買付者）」といいます。）を提示したとのことです。

これに対して、当社及び本特別委員会は本再修正案（公開買付者）が当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回又は変更を過度に制約するものではなく、また、公開買付者以外の者（本提案者を含む。）による買収提案を当社が検討することを過度に制限するものではないと判断するに至り、当社としての最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で2026年5月12日付の当社取締役会決議を経てなされるという前提の下、本公開買付価格を3,000円とすること及び本再修正案（公開買付者）の内容において本公開買付契約を締結することを受諾する旨の回答を受けたとのことです。

以上の交渉を経て、本コンソーシアムは2026年5月12日、公開買付価格を3,000円、本自己株式取得価格を2,439円、本新株予約権買付価格を1円とし、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は2026年5月13日より本公開買付けを開始いたしましたが、本コンソーシアムは、2026年6月9日、当社より、当社が本提案者より、本5月7日付提案の改訂版である提案書（以下「本5月13日付提案」といいます。）の更新版として、公開買付価格を1株あたり3,232円とし、当社の大株主である本不応募株主が所有する当社株式が当社による自己株式の取得の対象とならず、これらを一般株主と同じ公開買付価格で公開買付け又はスクイズアウトを通じて取得することが見込まれる場合であっても、公開買付価格を1株あたり3,232円から変更しない予定であることをその主な更新内容とし、本提案者取引（下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（ ）2026年5月12日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯」で定義します。以下同じです。）の資金的裏付けとして本提案者による資金証明が添付された提案書（以下「本6月3日付提案」といいます。）を受領していることの連絡、並びに、当社の市場株価は本公開買付けの公表以降継続的に同日時点の本公開買付価格である3,000円を上回る価格で推移していること等を踏まえ、本公開買付価格の条件変更等、本公開買付けの成立確度を高める施策を検討しているか否かに関する確認書を受領したとのことです。

その後、同月18日、本コンソーシアムは当社に対して、本公開買付価格を本提案者により提案されている公開買付価格である3,232円を十分に上回る価格とすること、仮にKDDIが応じるのであれば本不応募契約（KDDI）に替えて新たに応募契約を締結する方針としたいと考えていること、の方針となれば、本公開買付けの成立後に本公開買付けに係る応募株券等の総数がKDDIの所有する当社の株式数（35,016,000株）と本公開買付けの買付予定数の下限（34,941,000株）の合計である69,957,000株に満たない場合、改めて当社株式の全て（本不応募株式（DG）及び当社が所有する自己株式を除きます。）並びに本新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付け（以下「本追加公開買付け」といいます。）を実施すること及び本公開買付契約の内容をそれらの変更に応じて修正すること（以下「をあわせて「本ストラクチャー変更」と総称します。）を主な内容とする提案書（以下「本再提案書（6月18日）」といいます。）を送付したとのことです。また、本コンソーシアムは、同月19日、当社に対して、本ストラクチャー変更に伴う、本公開買付契約の変更案を送付したとのことです。さらに、同日、本コンソーシアムは当社に対して、本ストラクチャー変更に伴う本公開買付価格を3,250円とする旨を連絡し、その後、同月22日、本公開買付価格を3,300円に変更する旨を連絡したとのことです。その後、本コンソーシアムは当社より、同月25日、本コンソーシアムが本公開買付価格を引き上げることは当社の一般株主にとって利益となるものの、法令上本公開買付けの買付予定数の下限を34,941,000株から引き上げることはできないため、本再提案書（6月18日）において提案されている変更後ストラクチャーでは、仮に本コンソーシアムがKDDIと本ストラクチャー変更について合意した場合、KDDIがその保有する当社株式の全て（35,016,000株）を本公開買付けに応募することにより、本公

開買付けにおける買付予定数の下限（34,941,000株）が満たされて本公開買付けが成立し、公開買付者及びDGの保有する当社株式の合計は75,933,700株（保有割合：38.05%）以上となる結果、本提案者を含む当社の非公開化を意図する他の買付者が当社を非公開化しようとしても、本コンソーシアムの同意がなければ実現不可能な状況になり、他の買付者による提案が実質的に難しくなり、本提案者によるデュー・ディリジェンスが進行しており、本提案者から本提案者取引に関する法的拘束力のある提案が行われることが合理的に想定される中で、当社及び本特別委員会が本提案者取引が企業価値向上に資するかどうかを引き続き真摯に検討すること、また、当社の一般株主がより良い条件（公開買付価格を含みます。）での売却の機会を享受する可能性を確保することが重要であると判断した結果、当社及び本特別委員会として、本再提案書（6月18日）について応諾することはできない旨の回答書を受領したとのことです。

その後、本コンソーシアムは、当社より、当社が本提案者から、2026年7月1日付で、当社株式に対する公開買付け（以下「公開買付け（本提案者）」といいます。）及びその後のスクイズアウト手続を通じた当社株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本7月1日付提案」といいます。）を受領した旨の連絡を受領し、2026年7月1日に、同日付でLINEヤフーが公表した「（経過開示）株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」の内容を参照する形で当社から本7月1日付提案の内容の共有を受けるとともに（本7月1日付提案の内容については、下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（ ）2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」の「ア 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯」に記載のとおりです。）、当社から、同日付で、本公開買付契約に基づき、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けたとのことです。本コンソーシアムとしては、当該協議の申入れを受けて、本公開買付けの成立に向けて本公開買付価格の変更を含めて当社との間で協議をしていく予定とのことです。現時点で決定している事実はないとのことです。

本コンソーシアムは、本取引の完了後には、当社と協働の上、目下当社にて取り組んでいる中期経営計画の達成を全面的にサポートするとともに、以下の内容を含む施策を通じて、更なる当社の企業価値の最大化を図りたいと考えているとのことです。本コンソーシアムは、EQTのこれまでの投資実績を通じた知見及びグローバルリソースや、DGの決済・マーケティング領域における知見及び同領域以外の知見を有する戦略パートナーとのネットワークを活用し、当社の経営基盤の強化及び地位の安定化を目指すことが可能になると考えているとのことです。具体的には、以下のような施策を考えているとのことです。

<後略>

() 公開買付者による買付け等の価格の算定の経緯及び基礎
(変更前)

< 前略 >

イ 買付け等の価格の算定の基礎

(ア) 普通株式

公開買付者は本公開買付価格を決定するに際して、当社が開示している決算短信、有価証券報告書及び決算説明資料等の財務情報、並びに当社に対して2026年2月下旬から4月中旬に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、本公開買付価格に関する当社との協議・交渉を行い、2026年5月12日、本公開買付価格を3,000円と決定したとのことです。なお、本公開買付価格は当社が2026年5月8日付で公表した「2026年3月期当社決算短信〔IFRS〕」に記載の2026年3月期の期末配当25円を行うことを前提としているとのことです。

< 後略 >

(変更後)

< 前略 >

イ 買付け等の価格の算定の基礎

(ア) 普通株式

公開買付者は本公開買付価格を決定するに際して、当社が開示している決算短信、有価証券報告書及び決算説明資料等の財務情報、並びに当社に対して2026年2月下旬から4月中旬に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、本公開買付価格に関する当社との協議・交渉を行い、2026年5月12日、本公開買付価格を3,000円と決定したとのことです。なお、本公開買付価格は当社が2026年3月期の定時株主総会において決定した、2026年3月期の期末配当25円を行うことを前提としているとのことです。

< 後略 >

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

() 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容
(変更前)

ア 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯

当社は、2026年5月12日以降、引き続き、本提案者取引についても真摯に検討するとともに、本提案者との間で本提案者取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。

当社は、2026年5月13日、本提案者より本5月7日付提案の改訂版として、本公開買付けと同様、本不応募株主が保有する当社株式について、自己株式取得を併用するストラクチャーを採用することにより、公開買付価格を1株あたり3,232円とする旨の提案書(以下「本5月13日付提案」といいます。))を受領いたしました。ただし、本5月13日付提案の内容は本提案者の法的拘束力を有さない初期的な意向に過ぎず、記載された事項は今後のデュー・ディリジェンス等によりその内容が変更される場合があるとの留保が付されており、また、本5月7日付提案と同様の前提条件が付されておりました。

< 中略 >

そして、2026年6月3日、当社は本提案者より、本5月13日付提案の更新版として、公開買付価格を1株あたり3,232円とし、当社の大株主である本不応募株主が所有する当社株式が当社による自己株式の取得の対象とならず、これらを一般株主と同じ公開買付価格で公開買付け又はスクイーズアウトを通じて取得することが見込まれる場合であっても、公開買付価格を1株あたり3,232円から変更しない予定であることをその主な更新内容とし、本提案者取引の資金的裏付けとして本提案者による資金証明が添付された提案書(以下「本6月3日付提案」といいます。))を受領いたしました。なお、本6月3日付提案は法的拘束力を有さない提案であり、本6月3日付提案における主要な前提条件等は、本5月7日付提案及び本5月13日付提案から変更ありませんでした。

当社は、本提案者の提示する公開買付価格は法的拘束力を有さない初期的なものであり、未だ、本提案者取引が実施される蓋然性が高いとは必ずしも評価できないものの、本5月25日付回答書及び本6月3日付提案において提示された本提案者と当社とのシナジーを含む当社の企業価値向上施策について一定の具体性及び実現可能性があると考えたため、2026年6月5日付で本提案者それぞれから秘密保持誓約書の差入れを受けた上で、2026年6月5日、本提案者に対して当社に対するデュー・ディリジェンスの機会を提供するとともに、法的拘束力を有する提案書を当社に提出することを要請いたしました。

また、当社は、2026年6月16日、本提案者に対し、本提案者取引のスケジュール及び主要株主との協議状況、本提案者取引に関して必要になる法令に基づく許認可手続等についての質問書を送付し、同月23日に回答書を受領しております。

< 中略 >

その後、同月18日、当社は本コンソーシアムより、本公開買付価格を本提案者により提案されている公開買付価格である3,232円を十分に上回る価格とすること、仮にKDDIが応じるのであれば本不応募契約（KDDI）に替えて新たに応募契約を締結する方針としたいと考えていること、の方針となれば、本公開買付けの成立後に本公開買付けに係る応募株券等の総数がKDDIの所有する当社の株式数（35,016,000株）と本公開買付けの買付予定数の下限（34,941,000株）の合計である69,957,000株に満たない場合、改めて当社株式の全て（本不応募株式（DG）及び当社が所有する自己株式を除きます。）並びに本新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付け（以下「本追加公開買付け」といいます。）を実施すること及び本公開買付契約の内容をそれらの変更に応じて修正すること（以下「から」をあわせて「本ストラクチャー変更」と総称します。）を主な内容とする提案書（以下「本再提案書（6月18日）」といいます。）を受領いたしました。また、当社は、同月19日、本コンソーシアムより、本ストラクチャー変更に伴う、本公開買付契約の変更案を受領いたしました。さらに、同日、本コンソーシアムより、本ストラクチャー変更に伴う本公開買付価格は3,250円とするとの連絡を受領し、その後、同月22日、本公開買付価格3,300円に変更するとの連絡を受領いたしました。

< 中略 >

その後、当社は、本提案者から、2026年7月1日付で、当社株式に対する公開買付け（以下「公開買付け（本提案者）」といいます。）及びその後のスクイズアウト手続を通じた当社株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本7月1日付提案」といいます。）（注1）を受領いたしました。本7月1日付提案においては、1株当たり公開買付価格（以下「公開買付価格（本提案者）」）といはいます。）は3,384円とされており、本新株予約権買付価格はいずれも1円とされており（注2）。なお、KDDIと本提案者との間で、当社によるKDDIが所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすること等を内容とする不応募契約を締結することができた場合には、公開買付価格（本提案者）を3,500円に変更するとのことです。また、ペインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、当社に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップ（以下「本SPV」といいます。）は、当社の主要株主であるOasis Management Company Ltd.並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ（以下総称して「Oasis」といいます。）との間で、2026年7月1日付で、公開買付け（本提案者）が開始された場合、Oasisが所有する当社株式のうち38,200,548株（以下「応募合意株式（Oasis）」）といはいます。）を公開買付け（本提案者）に応募することを内容とする応募契約（以下「応募契約（Oasis）」）といはいます。）を締結したとのことです（注3）。本7月1日付提案によれば、本提案者は2026年7月下旬までに公開買付け（本提案者）の開始予定に関する公表を行い、その後2026年9月上旬頃に公開買付け（本提案者）を開始することを想定しているとのことですが、今後変更される可能性があるとのこと（注4）。なお、公開買付け（本提案者）の開始には複数の前提条件（注5）が設けられております。

< 後略 >

(変更後)

ア 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯

当社は、2026年5月12日以降、引き続き、本提案者取引についても真摯に検討するとともに、本提案者との間で本提案者取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。

当社は、2026年5月13日、本提案者より本5月7日付提案の改訂版として、本公開買付けと同様、本不応募株主が保有する当社株式について、自己株式取得を併用するストラクチャーを採用することにより、公開買付価格を1株あたり3,232円とする旨の本5月13日付提案を受領いたしました。ただし、本5月13日付提案の内容は本提案者の法的拘束力を有さない初期的な意向に過ぎず、記載された事項は今後のデュー・ディリジェンス等によりその内容が変更される場合があるとの留保が付されており、また、本5月7日付提案と同様の前提条件が付されておりました。

<中略>

そして、2026年6月3日、当社は本提案者より、本5月13日付提案の更新版として、公開買付価格を1株あたり3,232円とし、当社の大株主である本不応募株主が所有する当社株式が当社による自己株式の取得の対象とならず、これらを一般株主と同じ公開買付価格で公開買付け又はスクイーズアウトを通じて取得することが見込まれる場合であっても、公開買付価格を1株あたり3,232円から変更しない予定であることをその主な更新内容とし、本提案者取引の資金的裏付けとして本提案者による資金証明が添付された本6月3日付提案を受領いたしました。なお、本6月3日付提案は法的拘束力を有さない提案であり、本6月3日付提案における主要な前提条件等は、本5月7日付提案及び本5月13日付提案から変更ありませんでした。

当社は、本提案者の提示する公開買付価格は法的拘束力を有さない初期的なものであり、未だ、本提案者取引が実施される蓋然性が高いとは必ずしも評価できないものの、本5月25日付回答書及び本6月3日付提案において提示された本提案者と当社とのシナジーを含む当社の企業価値向上施策について一定の具体性及び実現可能性があると考えたため、2026年6月5日付で本提案者それぞれから秘密保持誓約書の差入れを受けた上で、2026年6月5日、本提案者に対して当社に対するデュー・ディリジェンスの機会を提供するとともに、法的拘束力を有する提案書を当社に提出することを要請いたしました。

また、当社は、2026年6月16日、本提案者に対し、本提案者取引のスケジュール及び主要株主との協議状況、本提案者取引に関して必要になる法令に基づく許認可手続等についての質問書を送付し、同月23日に回答書を受領しております。

<中略>

その後、同月18日、当社は本コンソーシアムより、本公開買付価格を本提案者により提案されている公開買付価格である3,232円を十分に上回る価格とすること、仮にKDDIが応じるのであれば本不応募契約（KDDI）に替えて新たに応募契約を締結する方針としたいと考えていること、の方針となれば、本公開買付けの成立後に本公開買付けに係る応募株券等の総数がKDDIの所有する当社の株式数（35,016,000株）と本公開買付けの買付予定数の下限（34,941,000株）の合計である69,957,000株に満たない場合、改めて当社株式の全て（本不応募株式（DG）及び当社が所有する自己株式を除きます。）並びに本新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付けを実施すること及び本公開買付契約の内容をそれらの変更に応じて修正することを主な内容とする本再提案書（6月18日）を受領いたしました。また、当社は、同月19日、本コンソーシアムより、本ストラクチャー変更に伴う、本公開買付契約の変更案を受領いたしました。さらに、同日、本コンソーシアムより、本ストラクチャー変更に伴う本公開買付価格は3,250円とするとの連絡を受領し、その後、同月22日、本公開買付価格3,300円に変更するとの連絡を受領いたしました。

<中略>

その後、当社は、本提案者から、2026年7月1日付で、本7月1日付提案（注1）を受領いたしました。本7月1日付提案においては、1株当たり公開買付価格（以下「公開買付価格（本提案者）」といいます。）は3,384円とされており、本新株予約権買付価格はいずれも1円とされております（注2）。なお、KDDIと本提案者との間で、当社によるKDDIが所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすること等を内容とする不応募契約を締結することができた場合には、公開買付価格（本提案者）を3,500円に変更するとのことです。また、ペインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、当社に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップ（以下「本SPV」といいます。）は、当社の主要株主であるOasis Management Company Ltd.並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ（以下総称して「Oasis」といいます。）との間で、2026年7月1日付で、公開買付け（本提案者）が開始された場合、Oasisが所有する当社株式のうち38,200,548株（以下「応募合意株式（Oasis）」といいます。）を公開買付け（本提案者）に応募することを内容とする応募契約（以下「応募契約（Oasis）」といいます。）を締結したとのことです（注3）。本7月1日付提案によれば、本提案者は2026年7月下旬までに公開買付け（本提案者）の開始予定に関する公表を行い、その後2026年9月上旬頃に公開買付け（本

提案者)を開始することを想定しているとのことですが、今後変更される可能性があるとのこと
(注4)。なお、公開買付け(本提案者)の開始には複数の前提条件(注5)が設けられております。

<後略>

(3)【公開買付けの公正性を担保するための措置】

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、47営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、50営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

以上